

Ⅳ 推進体制	関係省庁	平成25年度推進状況
<p>1. 連携・協力の確保</p> <p>政府の障害者施策を一体的に推進し、総合的な企画立案及び横断的な調整を確保するため、各府省相互間の緊密な連携・協力を図る。</p> <p>また、基本計画は政府の障害者施策の基本的方向を定めるものではあるものの、その着実な実施及び推進には、地方公共団体との連携・協力が必要不可欠であることから、都道府県及び市町村における障害者計画の策定に関する情報提供、研修機会の提供、広報・啓発活動等、地方公共団体との連携・協力体制の一層の強化を図る。</p> <p>障害者の自立と社会参加に関する取組を社会全体で進めるため、政府における様々な活動の実施に当たっては、障害者団体、専門職による職能団体、企業、経済団体等の協力を得るよう努める。特に、障害者の自立及び社会参加の支援に当たり、障害者団体等の自主的な活動は重要な役割を果たしており、基本計画の推進に当たっては、これらの団体等との情報共有等の一層の促進を図る必要がある。</p> <p>我が国の障害者施策における取組やその成果について積極的に海外に発信するとともに、国際機関、諸外国政府等との連携・協力を努める。</p>	<p>内閣府</p>	<p>○政府は、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、関係行政機関の長に協議するとともに、障害者政策委員会の意見を聴いて、障害者基本計画（第3次）の案を作成し、平成25年9月27日に閣議決定を行った。</p> <p>○政府は、障害者のために政府が講じた施策の概況に関する報告書を取りまとめ、平成25年6月25日に閣議決定を行い、国会に提出するとともに、広く一般に向けて刊行し、内閣府のホームページに電子媒体を掲載し、国民に対して情報提供を行った。</p> <p>○平成25年6月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）が公布され、また、同年9月27日に「障害者基本計画（第3次）」が閣議決定されたことから、同年9月30日に、障害者差別解消法及び障害者基本計画の説明会を開催し、法の考え方、第3次基本計画特徴に関して解説し、地方公共団体への情報提供を行うなどにより、連携・協力体制の強化を図った。</p> <p>○内閣府は、障害者の自立と社会参加の促進や地方公共団体相互間の情報の共有化を図るため、地方公共団体における障害者計画の策定状況や障害者施策の先駆的な取組等についての情報を取りまとめ、平成26年3月31日に公表した。</p> <p><u>※障害者計画を策定している地方公共団体数（平成26年3月31日）</u></p> <p><u>都道府県 47都道府県（100%）</u></p> <p><u>市町村 1651市町村（94.8%）</u></p>

Ⅳ 推進体制	関係省庁	平成25年度推進状況
<p>2. 広報・啓発活動の推進</p> <p>(1) 広報・啓発活動の推進</p> <p>障害者施策は幅広い国民の理解を得ながら進めていくことが重要であり、障害者基本法及び基本計画の目的等に関する理解の促進を図るため、行政はもとより、企業、民間団体、マスメディア等の多様な主体との連携による幅広い広報・啓発活動を計画的かつ効果的に推進する。</p> <p>また、障害者基本法に定められた障害者週間（毎年12月3日から9日まで）における各種行事を中心に、一般市民、ボランティア団体、障害者団体など幅広い層の参加による啓発活動を推進する。</p> <p>障害者が自立した日常生活及び社会生活を確保することの重要性について国民の理解を深め、誰もが障害者等に自然に手助けすることのできる「心のバリアフリー」を推進する。</p>	<p>内閣府</p> <p>法務省</p>	<p>○政府広報として、国民理解促進のための広報活動を実施。</p> <p>○バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進について顕著な功績又は功労のあった個人・団体に対し内閣総理大臣表彰等を行う「バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進功労者表彰」を実施。</p> <p>○障害者に関する様々なテーマについて、障害者団体等が交代で連続してセミナー等を開催する「障害者週間連続セミナー」を平成25年12月5日（木）、6日（金）の2日間、東京において実施。</p> <p>○鉄軌道事業者との連携による「障害者週間のポスター」2,900枚を全国の駅へ掲示。</p> <p>○行政、各種団体の全国の障害者週間行事をホームページに掲載。</p> <p>○法務省の人権擁護機関では、「障害のある人の自立と社会参加を進めよう」を啓発活動の年間強調事項の一つとして掲げ、講演会や座談会の開催、啓発冊子等の配布、各種イベントにおける啓発活動を実施している。</p>
<p>(2) 障害及び障害者理解の促進</p> <p>引き続き、国民の障害及び障害者に対する理解を促進するための取組を推進する。とりわけ、より一層の国民の理解が必要な知的障害、精神障害、発達障害、難病、盲ろう、高次脳機能障害等について、その障害特性や必要な配慮等に関する理解の促進を図る。</p> <p>また、一般国民における、障害者が利用する視覚障害者誘導用ブロックや身体障害者補助犬、障害者用駐車スペース等に対する理解を促進するとともに、その円滑な利活用に必要な配慮等について周知を図る。また、障害者団体等が作成する啓発・周知のためのマーク等について、関連する事業者等の協力の下、国民に対する情報提供を行い、その普及及び理解の促進を図る。</p> <p>障害のある幼児、児童、生徒と障害のない幼児、児童、生徒との相互理解を深めるための活動を一層促進するとともに、小中学校等の特別活動等における、障害者に対する理解と認識を深めるための指導を推進する。</p> <p>さらに、地域社会における障害者への理解を促進するため、福祉施設、教育機関等と地域住民等との日常的交流の一層の拡大を図る。</p>	<p>内閣府</p>	<p>(内閣府障害者施策担当)</p> <p>○平成25年度「障害者週間連続セミナー」において、知的障害、発達障害等の理解促進を目的とする講演、パネルディスカッション等を実施。</p> <p>○小中学生を中心に募集する「心の輪を広げる体験作文」及び「障害者週間のポスター」表彰事業や同優秀賞作品を掲載した「作品集」を全国の小中高校生等への配布を実施。</p> <p>○12月3日（火）「障害者フォーラム2013」において、障害者団体等が作成する啓発・周知のためのマーク等を配布。</p>

Ⅳ 推進体制	関係省庁	平成25年度推進状況
<p>(3) ボランティア活動等の推進</p> <p>児童、生徒や地域住民等のボランティア活動に対する理解を深め、その活動を支援するよう努めるとともに、企業等の社会貢献活動に対する理解と協力を促進する。</p> <p>また、特定非営利活動法人、ボランティア団体等、障害者も含む、多様な主体による障害者のための取組を促進するため、必要な活動環境の整備を図る。</p>	国土交通省	<p>○バリアフリーについての国民の理解を深めるとともに、ボランティアに関する意識を醸成することで「心のバリアフリー」社会の実現を図るため、高齢者、身体障害者の介助体験、疑似体験が出来るバリアフリー教室を開催。</p> <p>(平成24年度末) (平成25年度末)</p> <p>バリアフリー教室開催 218回 236回 (5-(2)-1の再掲)</p>
	文部科学省	<p>○教科書発行者が発行する拡大教科書では対応できない児童生徒のために、一人一人のニーズに応じた拡大教科書などを製作するボランティア団体などに対して、教科書デジタルデータの提供を実施。(6-(2)-4の再掲)</p>
	厚生労働省	<p>○点訳や移動支援など、障害者に対する支援を含め、ボランティア活動に対する国民の理解と活動への参加促進等を図ることを目的として、「全国ボランティア・市民活動振興センター」への支援や定年退職高齢者等が生涯現役で活躍できる環境整備のための取組を行う地方自治体や民間団体等への支援等を実施している。</p>
<p>3. 進捗状況の管理及び評価</p> <p>各分野における障害者施策の一義的な責任を負うこととなる各府省においては、障害者やその家族を始めとする関係者の意見を聴きつつ、本基本計画に基づく取組の計画的な実施に努める。また、各府省は、本基本計画に掲げる施策に関して、適当な事項について具体的な達成目標を設定するよう努めるとともに、数値等に基づき取組の実施状況及びその効果を把握・評価し、その結果に応じて取組の見直しを行う。</p> <p>本基本計画の着実な推進を図るために策定する各分野における成果目標は別表のとおりである。なお、これらの成果目標は、それぞれの分野における具体的施策を、他の分野の施策との連携の下、総合的に実施することにより、政府全体で達成を目指す水準であり、地方公共団体や民間団体等の政府以外の機関・団体等が成果目標に係る項目に直接取り組む場合においては、成果目標は、政府がこれらの機関・団体等に働きかける際に、政府として達成を目指す水準として位置付けられる。</p> <p>障害者政策委員会においては、障害者基本法に基づき、政府全体の見地から本基本計画の実施状況を評価・監視し、必要に応じて内閣総理大臣又は内閣総理大臣を通じて関係各大臣に本基本計画の実施に関して勧告を行う。その際、障害者政策委員会の円滑かつ適切な運営のため、事務局機能の充実を図る。</p> <p>社会情勢の変化等により本基本計画の変更の必要性が生じた場合、あるいは本基本計画の推進及び評価を通じて本基本計画の変更の必要性が生じた場合には、対象期間の途中であっても、政府は本基本計画を柔軟に見直すこととする。</p>	内閣府、各府省	<p>○各府省において、本基本計画に基づく取組の計画的な実施に努めた。また、数値等に基づき取組の実施状況及びその効果を把握・評価するための準備を行った。</p> <p>○障害者政策委員会においては、随時、必要に応じ各府省の取組の把握を行った。</p>

IV 推進体制	関係省庁	平成25年度推進状況
<p>4. 法制的整備</p> <p>本基本計画の推進及び推進状況の評価を通じて、その必要が認められた場合には、政府において所要の法制的な整備を検討する。</p>	内閣府	<p>○障害者差別解消法の成立直後、平成25年7月22日に開催された第6回障害者政策委員会において、障害者差別解消法及び同法施行に向けたスケジュール等について説明を行った。同年11月11日の第8回障害者政策委員会以降、同法において定めることが求められている基本方針を議題とし、同年12月13日の第9回から翌年度にわたり、障害者団体、事業者等からのヒアリングを行うとともに、案文を踏まえての議論が行われた。</p>
	<p>なお、以下に記載の法令は、本基本計画の閣議決定前の成立ではあるが、参考として記載したものである。</p>	
	内閣府	<p>○すべての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的とする「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）が平成25年6月に成立した。</p>
	厚生労働省	<p>○雇用の分野における障害者に対する差別の禁止、障害者が職場で働くに当たっての支障を改善するための措置（合理的配慮の提供義務）及び精神障害者を法定雇用率の算定基礎に加えること等を内容とする障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律が平成25年6月に成立した。</p>
総務省	<p>○「成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律（平成25年法律第21号）」が平成25年5月、議員立法により制定され、平成25年6月から施行された。これを受けて、成年後見人が付いた人（被後見人）の選挙権が回復してから初めての国政選挙として、平成25年7月に参議院議員通常選挙が執行された。</p>	

Ⅳ 推進体制	関係省庁	平成25年度推進状況
<p>5. 調査研究及び情報提供</p> <p>障害者施策を適切に講ずるため、障害者の実態調査等を通じて、障害者の状況や障害者施策等に関する情報・データの収集・分析を行うとともに、調査結果について、本基本計画の推進状況の評価及び評価を踏まえた取組の見直しへの活用を努める。また、障害者施策の適切な企画、実施、評価及び見直し（PDCA）の観点から、障害者の性別、年齢、障害種別等の観点に留意し、情報・データの充実を図るとともに、適切な情報・データの収集・評価の在り方等を検討する。</p> <p>本基本計画の推進において広く国民の理解と協力を得るため、効果的な情報提供とともに、国民の意見の反映に努める。また、国内外の取組等に関する調査研究や先進的な事例の紹介等に努める。</p>	内閣府	<p>○我が国が締結した障害者権利条約における「条約の実施を促進し、保護し、及び監視するための枠組み」に関して、我が国における国内モニタリングの適切な実施に資するため、諸外国（イギリス・ドイツ・オーストラリア・韓国・アメリカ）における国内モニタリングの実施状況を把握することを目的として調査研究事業を実施し、実施報告書を内閣府のホームページに掲載。</p>
	法務省	<p>○法務総合研究所において、「知的障害を有する犯罪者の実態と処遇」に関する研究を実施し、その成果を「法務総合研究所研究部報告52」にとりまとめ、平成26年3月に刊行、法務省ホームページで公表（平成25年度）。</p>